

令和7年度

小美玉市放課後児童クラブ入会

冬休み・学年末春休み

手続きについて

1. 受付期間

令和7年 10月27日(月)～11月21日(金)

※土日祝日を除く

2. 必要書類

市のホームページから印刷、または下記の窓口にてお受け取りください。
ご家庭の状況により提出する書類が異なりますのでご注意ください。



市 HP はこちら

3. 必要書類の受け取り・提出先

場 所	担 当	受付時間
① 玉里総合支所2階	福祉部 こども課	平日の午前8時30分から 午後5時15分まで
② 小美玉市役所本庁1階	福祉事務所 美野里支所	
③ 小川総合支所1階	福祉事務所 小川支所	
④ ご利用希望の 放課後児童クラブ(※注1)	放課後児童クラブ支援員	平日の午後3時00分から 午後6時00分まで

(※注1) ④「ご利用希望の放課後児童クラブ」に提出の際は、お子様一人ごと(きょうだいについては同封可)に書類一式を封筒に入れてください。

(※注2) 申込状況によっては、受付期間終了後であっても、申込を受付ける場合があります。

④以外の、①～③の場所でご相談ください。

(※注3) 受付期間内に申請された方を優先して審査、入会判定をしますが、定員を超えた場合、低学年児童等の入会の必要性が高い児童を優先します。

その後に、受付期間後に申請された方を審査しますが、入会決定が遅くなる他、定員により入会できない場合があります。

4. 申請から利用開始まで

申請書類を審査のうえ、入会の可否について12月上旬に通知します。

入会決定となった方には、利用案内や負担金の口座振替の手続きなどについてご案内いたします。

問い合わせ 小美玉市福祉部 こども課 育成係
TEL 0299-48-1111 (内線3242・3247)

放課後児童クラブの連絡先

公立児童クラブ

公立の放課後児童クラブは、「株式会社 ^{あしたば} 明日葉」に運営を委託し実施しています。

※玉里学園義務教育学校区については、公立の児童クラブは開設せず、民間運営の児童クラブのみとなります。民営の児童クラブについては、各児童クラブへ直接お申込みください。

名称	所在地	電話番号
小川南小放課後児童クラブ 1 組	小川南小内余裕教室	090-2047-0175
小川南小放課後児童クラブ 2 組		090-2047-0392
小川南小放課後児童クラブ 3 組		080-5017-1851
小川北義務教放課後児童クラブ 1 組	小川北義務教敷地内 専用施設	090-4434-3487
小川北義務教放課後児童クラブ 2 組		080-5382-1412
小川北義務教放課後児童クラブ 3 組		090-2047-0438
羽鳥小放課後児童クラブ	羽鳥小敷地内専用施設	090-2047-0143
※竹原小放課後児童クラブ	旧竹原幼稚園	090-2047-0366
堅倉小放課後児童クラブ	堅倉小内余裕教室	090-2047-0334
※納場小放課後児童クラブ	納場小内余裕教室	090-2047-0255

※竹原・納場小放課後児童クラブは定員に空きがないため冬休み・学年末春休み期間の申込みはできません。

民間児童クラブ

名称	所在地	電話番号
げんきっ子クラブ (ポポロ・アメニティー館)	小美玉市納場 111-1	0299-48-1789(代表)
放課後児童クラブ 玉里学園るんるん	小美玉市上玉里 1243-1	0299-57-2666 (休所日は 玉里第二保育園に転送)
太陽保育園放課後児童クラブ	小美玉市鶴田 136-5	0299-48-2253
四季の杜保育園放課後児童クラブ	小美玉市堅倉 1570-6	0299-48-3888
放課後児童クラブ るんるんはとり	小美玉市羽鳥 2815-1	0299-28-7628
放課後児童クラブ レゴ・リバティ	小美玉市羽鳥東裏 2698-63	0299-56-7373

令和7年度 小美玉市放課後児童クラブ ご利用の案内

(R7.10.1 現在)

1. 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、小学校等の余裕教室や併設の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

2. 放課後児童クラブの利用申請ができる方

●小美玉市内の小学校もしくは義務教育学校（前期課程）の1年生～6年生

※通学中の小学校、義務教育学校（前期課程）敷地内にある放課後児童クラブのご利用となります。

※玉里学園義務教育学校区については、公立の児童クラブは開設しておりません。

民間運営の児童クラブのみとなりますので、直接民間児童クラブへ申込みをしてください。

※「長期・臨時」のみ利用希望の方は、事前に申込みが必要です。

ただし、「長期・臨時」のみ利用希望の方は、定員に空きのある場合のみ利用可能です。

●保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労に従事している場合
- ② 保護者が妊娠中または産後間もないとき
- ③ 保護者が病気負傷または、心身に障がいがあるために子どもの保育ができない場合
- ④ 病気や心身に障がいのある親族などの看護をしなければならない場合 等

※これらに該当している場合でも受入に余裕がないときは、入会の調整に時間を要する場合があります。

3. 令和7年度 利用対象期間

冬休み 令和7年12月24日（水）から令和8年 1月 6日（火）

学年末春休み 令和8年 3月25日（水）から令和8年 3月31日（火）

4. 利用区分と開設日・開設時間（小学1年生～6年生共通）

利用区分		開設日	開設時間(基本)	開設時間(延長)	
通常	1年を通して利用	学校の授業のある月～金曜日	放課後～午後6時まで	午後6時30分	
		1・2学期の土曜日、 県民の日等の学校休業日	午前8時～午後6時まで		
長期	春・夏・冬休み期間のみ利用	春・夏・冬休み期間の 月～土曜日	午前8時～午後6時まで	午後6時30分	午前7時30分
臨時	病気等の理由による一時的な利用(2の②③④該当者)	通常・長期区分の開設日の うち数日間の臨時利用 ※該当利用の確認書類が必要となります	午前8時～午後6時まで	午後6時30分	午前7時30分

5. 開設日

日曜日・国民の祝日・8月13日～15日・12月29日～翌年1月3日・運動会実施日（順延となった場合も含む）・台風、大雪等により学校が短縮または休校時・集団風邪等により学級閉鎖の場合（当人が健康であっても学校と同様の扱いとなるため利用できません。）その他、特に市長が認めた日

※学校行事の振替休業日、茨城県民の日は午前8時～午後6時30分まで開設します。

6. 募集期間

利用区分	利用期間	募集期間
通常	1年を通して利用	利用前月15日までに提出→→利用月1日から利用可 利用前月末日までに提出→→利用月16日から利用可
長期	夏休み	（終了） 令和7年1月10日(金)～1月31日(金)
	冬休み・学年末春休み	令和7年10月27日(月)～11月21日(金)
臨時	病気等の理由による一時的な利用 (2の②③④該当者)	ご利用希望の際は、こども課までご相談ください。

※長期・臨時は定員に空きがある場合のみ利用可能です。

7. 保護者の方にご負担いただく経費

★保護者負担金（この他に、おやつ代や、催事の際に必要な経費をご負担いただきます。）

利用区分		学校の授業のある月～金曜日 (平日のみの利用)		全開設日 (土曜日・学校長期休業期間も利用)			納入方法
		基本額 18:00まで	時間延長 18:30まで	基本額 18:00まで	時間延長 7:30から	時間延長 18:30まで	
通常	8月以外	3,000円	4,000円	4,000円	毎月の保護者 負担金と一緒に 1,000円追加で かかります	5,000円	口座振替
	8月			8,000円		9,000円	
長期	学年始			1,500円		2,000円	
	夏季			10,000円		12,000円	
	冬季			3,000円		4,000円	
	学年末			1,500円		2,000円	
	その他 (市長が認める期間)			市長が認める額		市長が認める額	
臨時	保護者の病気、看護 等による一定期間の 利用	300円 (日額)	400円 (日額)	基本 8:00～18:00 日額500円 延長 8:00～18:30 日額600円 延長 7:30～18:30 日額700円 延長 7:30～18:00 日額600円			

★諸経費（期間内に申込みがあり、入会可能となったお子さんについては保険加入とさせていただきます。保険料については下記の通りコンビニ支払いとなります。）

諸経費	支払方法	金額
傷害・賠償保険料 (万が一の事故のため)	現金払	児童1人につき 800 円/年

保険料振替手数料として別途 140 円が世帯ごとにかかります。
(入会決定後に、コンビニにてお支払いをしていただきます)

・おやつや催事代(郊外遠足等)については、各児童クラブにお問い合わせください

保険料および保険料振込手数料は、納入後に一度も利用せず退会した場合でも返金できません。

8. 申込みに必要な書類

- ① 入会申請書・・・児童1名につき1枚
- ② 入会に関する確認票・・・1世帯につき1枚
- ③ 児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書・・・1世帯につき1枚
- ④ 放課後児童クラブ利用の必要性を確認できる証明書等・・・保護者1名につき1枚

※④については、利用を必要とする理由によって提出書類が異なります。父母及び同居（同一敷地内に住む）の65歳未満の祖父母等を対象に次ページのいずれかの書類が必要です。

放課後児童クラブの利用を必要とする理由		必要な書類
① 就労	A.会社にお勤めの方 (外勤や内勤の場合)	就労証明書（就労先に記入を依頼してください） ※派遣により就労されている場合は、派遣元の企業等で記入してください。
	B.自営業・農業に従事している方 (㊦及び㊧)	㊦ 就労証明書（自身で記入してください） ㊧ 下記いずれか ・令和6年分の「確定申告書」の写し ・令和7年度分の「市・県民税申告書」の写し ※自営業の従業員や専従者の親族の方は事業主に記入を依頼してください、この場合㊧は提出不要です。
	C.内定 (申込時点で就労していないが、採用が内定されている場合)	・内定通知の写し (その他、内容の確認できる書類の写しを添付)
② 妊娠・出産		・母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日のページ又は出生届出済証明のページ）
③ 障がい（㊦及び㊧）		㊦ 申告書 ㊧ 障害者手帳の写し
④ 疾病（㊦及び㊧）		㊦ 申告書 ㊧ 下記いずれか ・入院申請書の写し ・医師の診断書の写し (その他、内容の確認できる書類の写しを添付)
⑤ 介護・看護（㊦及び㊧）		㊦ 申告書 ㊧ 介護保険被保険者証の写し（被保険者氏名と要介護状態区分(要介護度)が掲載されているページ）
⑥ 求職活動（㊦及び㊧）		㊦ 誓約書 ㊧ ハローワーク受付票などの求職活動をしていることがわかる書類（90日以内に就労証明書の提出が必要）
⑦ 就学		下記いずれか ・学生証の写し ・時間割表等のコピー ・在学証明書の写し ※入学前の場合は、合格通知書の写しを提出し、入学後に学生証の写しを追加で提出してください。

9. その他

- 受付時に必要な書類がすべて揃っていないと申請はできませんので、ご不明な点がある場合は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。
- 前年度に保護者負担金・おやつ代等の滞納がある方は申込ができません。ご利用前に全て納付してください。
- 月の途中で入会・退会した場合、保護者負担金・おやつ代の日割りは行いませんのでご了承ください。
- 障がいのある児童については、身体障害者手帳等を持参するなど、事前にこども課にご相談ください。
- 入会后、以下のいずれかに該当すると認められたときは利用の制限や停止をする場合があります。
 - ① 利用要件を満たさなくなったとき
 - ② 児童が集団行動に不適であるとき
 - ③ 保護者負担金・おやつ代を滞納したとき
 - ④ 開設・閉設時間を守らないなど運営に支障が生じる行為を行ったとき
 - ⑤ 保護者負担金を滞納し、督促状の納入期限を経過しても滞納が続いたとき
- 定員を超える申込みがあった場合は、下記の方を優先とさせていただきます。

受け入れの優先順位 ①1～3年生 ②低学年の兄弟がいる4～6年生 ③4～6年生 区分の優先順位 ①通常利用 ②長期休業期間
--

保護者負担金の減免について

保護者負担金は、以下いずれかの項目に該当する場合のみ
「負担金減免等申請書」を提出することによって免除または減額となります。

(注) 審査の結果、減免にならない場合(却下)もあります。

- ① 生活保護法による生活保護を受けている世帯 免除
- ② 母子家庭または父子家庭の世帯で住民税が非課税の世帯 免除
- ③ 世帯内に障がい児(者) のいる世帯で住民税が非課税の世帯 免除
- ④ 住民税が非課税の世帯 半額
- ⑤ 母子家庭または父子家庭もしくは障がい児(者) のいる世帯で . . . 半額
住民税が均等割のみ課税の世帯

★減免の決定は年度毎になります。希望する場合は必ず年度毎に申請してください。
減免を希望される方は、市窓口もしくはHPにてダウンロードし、提出して下さい。

春・夏・冬休み期間(長期)の開設時間について

長期休業期間のみ(土曜含)開設時間は7時30分から18時30分までです。

利用するお子さんは申込書にて時間帯を選択してください。

延長の利用料が1,000円追加でかかります。

毎月の保護者負担金と一緒に口座振替でのお支払いになります。

例) 区分⑩ 冬休みのみ 7:30~18:30で利用の場合

4,000円+1,000円(7:30~8:00延長分)=5,000円

区分③ 冬休みのみ 7:30~18:00で利用の場合

12・1月利用料8,000円+1,000円(7:30~8:00延長分)=9,000円

※延長分の口座振替は1月です

[現在通常で利用しているお子さんについても、利用区分変更で利用可能です。]